

令和6年第11回網走市教育委員会会議録

令和6年12月12日（木）午後4時00分 西庁舎2階会議室に招集した。

1. 出席者は次のとおりである。

教育委員 佐々木 砂宗 ・ 池田 真哲 ・ 鴻巣 知香子 ・ 新谷 正樹
教育長 岩永 雅浩

2. 会議の議案は、次のとおり。

議案第1号 令和7年度教育予算の要求について【非公開】【原案可決】
議案第2号 いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する
調査報告書の公表基準について【公開】【原案可決】
報告第1号 令和6年度サン育英奨学金奨学生の採用内定について【公開】
【報告承認】

3. 説明のため出席した者は、次のとおり。

学校教育部長	北 村 幸 彦
社会教育部長	吉 村 学
学校教育部次長	大 垣 正 紀
学校教育課長	高 橋 善 彦
学校教育課参事	里 見 達 也
社会教育課長	湯 浅 崇
スポーツ課長	大 西 広 幸
スポーツ課参事	佐 藤 潤 一
図書館長	細 川 英 司
美術館長	古道谷 朝 生
博物館	米 村 衛

4. 会議の書記は、次のとおり。

学校教育課庶務係長 小 澄 晃

5. 会議の署名委員は、次のとおり。

本日出席委員全員および教育長

岩永教育長

ただ今から令和6年第11回網走市教育委員会を開会いたします。

本日の出席委員は教育委員4名と教育長が出席しております。

本日の会議録署名委員の指名ですが、出席をされている委員全員と教育長といたします。

次に、令和6年第3回から第5回教育委員会、第1回臨時教育委員会会議録につきまして、記載した事項に関してご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

(「ありません」との発言)

特になければ、会議録は調整のとおり承認することといたします。

本日は、議案2件、報告1件でございますが、審議に入る前に、まず教育委員会会議規則第12条のただし書きに定められております、非公開案件とすべき事項について、お諮りいたします。

議案第1号「令和7年度教育予算の要求について」でございますが、「教育予算についての意見申し出、又は協議を要する事項」に該当すると思われるので、非公開とすることでご異議ございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認めまして、本日予定しております議案第1号につきましては、非公開案件と決定させていただきます。

それでは、本日の議題に入ります。**非公開案件**であります、議案第1号「令和7年度教育予算の要求について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

【非公開案件】

岩永教育長

それでは、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第2号「いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査報告書の公表基準について」を上程いたしますので、事務局から報告をお願いします。

高橋学校教育課長

議案書は3ページ、資料は「別冊3」をご覧ください。

議案第2号「いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する調査報告書の公表基準について」ご説明させていただきます。

この公表基準につきましては、網走市教育委員会が、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に規定する重大事態に関する『調査報告書』の公表を検討するにあたり、その基本的な考え方を明らかにするとともに、その方針等を、いじめを受けたと訴えた児童生徒及びその保護者等に対して、分かりやすく正確に伝えることを目的として定めようとするものでございます。

公表基準の内容につきましては、2ページ、3ページに『目的』と『公表についての意義及び弊害並びに市教委としての考え方』を示してございます。

公表の意義と、公表することへの弊害についての説明とともに、市教委の方針を定めてございます。

3ページには、『関係者に対する意向確認』として、被害児童生徒等やその他の児童生徒及びその保護者への意向確認について定めてございます。

3ページから4ページには、『公表する場合の公表方法及び内容』としまして公表の方法やその内容、公表する期間について定めてございます。

最後に4ページには、『参考資料』としまして、『いじめ防止対策推進法第28条の抜粋』と国の『いじめ重大事態の調査に関するガイドライン』における参照箇所を記載してございます。

なお、国のガイドラインにつきましても、参考としてドライブ内に資料

を格納してございますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

説明については以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岩永教育長

ただ今、議案第2号につきまして、事務局から説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思います。

新谷委員

雛形があつての文章だと思いますので、どの市町村もほとんど同じような基準になっているかと思うんですが、1つだけ確認したいのが3の関係者に対する意向確認で、児童生徒と保護者に確認して、どちらも問題なければ公表するということですが、その保護者とお子さんが公表を望まない場合は、原則として非公表としますということは例外があると思うんですが、その例外はどういうケースを想定されているのでしょうか。

高橋学校教育課長

該当児童生徒と保護者が同意の上公表するというのが大前提ですが、例えば教育委員会に対する提言的なもの、教育委員会の対応、いじめ再発防止策などそういった部分に関しては、公表しなければいけないと思っておりますので、詳細な内容は公表できないものですが、そういった教育委員会であつたり学校の対応がこうであるべきだったという話であつたり、今回のケースでの再発防止策としてはこういったことが考えられるではないかというというのは、調査委員会の報告書として公表すべきであると考えております。

佐々木委員

4ページの上の公表する期間について、当初は非公表を望んだ後に変化が生じることも考えられ、時間が経つとともに公表してもいいかなと気が変わるということもあると思います。公表の可否を決定をしたあとの再検討は行いませんということは、公表しても良いと気が変わっても委員会としては公表しない認識で良いのでしょうか。再検討は原則として行わず、非公表にすると決めたものは、もう公表しないという判断ということでしょうか。

高橋学校教育課長

おっしゃるとおり、最初に判断していただいた内容で進めるということ

ですので、公表するにしましめないにしまし、後に意見がひっくり返ってくると、受け入れられないというふうに思っております。当初、非公表を望んでいました、しかし、やはり公表にしてください、ということには応じません。その逆も同じです。そういった考えでございます。

岩永教育長

他はいかがでしょうか。

(「ありません」との発言)

それでは、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」との発言)

異議なしと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、報告第1号「令和6年度網走市サン育英奨学金奨学生の採用内定について」を上程いたしますので、事務局から報告をお願いします。

高橋学校教育課長

議案書の4ページから5ページをご覧ください。

報告第1号「令和6年度 サン育英奨学金 奨学生の採用内定」についてご説明申し上げます。

令和6年度サン育英奨学金奨学生につきまして、応募のあった9名の受験者に対しまして、令和6年11月21日2名、23日7名に、4名の面接官により採用内定面接を実施したところでございます。

面接採点結果を元に23日、「サン育英奨学金奨学生選考委員会」を開催しまして、採用内定者2名を決定したところでございます。採用内定者につきましては2名となり、共に北見北斗高等学校の生徒でございます。

今後、採用内定者につきましては、入学を証する書類を提出いただき、採用決定となるものでございます。

報告は以上でございます。

岩永教育長

ただ今、報告第1号につきまして、事務局から報告がございました。

これにつきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、お受けしたいと思います。

池田委員

9名出願ということで、その中で北斗高校に通われている方の2名が内定したということですが、その他の網走市内の高校に通われている方はいないのでしょうか。

高橋学校教育課長

9名の内訳をお伝えしますと、北見北斗高校の2名が受検しております。その2名が内定しております。あと、旭川実業高校が1名、大空高校が1名、網走南ヶ丘高校が4名、網走桂陽高校が1名の合計9名となっております。

岩永教育長

他はいかがでしょうか。

(「ありません」との発言)

それでは、質問がないようですので、報告第1号については、報告のあったとおり承認することとします。

以上で本日の案件につきましては、全て終了いたしました。その他、案件以外で何かございますか。

(「ありません」との発言)

それでは、以上をもちまして本日の教育委員会を閉会させていただきます。大変お疲れさまでした。

【午後5時22分 閉会】